

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成31年4月7日施行の新潟県議会議員一般選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

候補者氏名	<p>平成三十一年四月七日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
	印